

岡山県狂犬病対策要領

平成 23 年 4 月
保健福祉部生活衛生課

目次

○関係機関の連携図

○岡山県狂犬病対策要領

I 国内未発生時（平常時）の対応	・・・ 1
II 国内（岡山県以外）発生時の対応	・・・ 1
III 県内発生時の対応	
1 疑狂犬病の判断	
(1) 探知及び調査	
ア 探知	・・・ 2
イ 当該犬にかかる調査	・・・ 2
ウ 捕獲・抑留	・・・ 2
(2) 疑狂犬病の判断	
ア 疑狂犬病の判断	・・・ 3
イ 疑狂犬病犬の経過観察	・・・ 3
(3) 疑狂犬病と判断した場合	
ア 環境・疫学調査	・・・ 4
イ 法第8条による届出及び報告	・・・ 4
2 狂犬病発生認知	
(1) 厚生労働省への報告等	・・・ 4
(2) 殺害禁止	・・・ 4
(3) 死体の引き渡し	・・・ 5
(4) 病性鑑定の実施	
ア 確定診断の依頼	・・・ 5
イ 県独自の一次検査の実施	・・・ 5
3 告示及びけい留命令等	・・・ 5
4 狂犬病発生時のまん延防止及び撲滅対策	
(1) 対策を講ずるための原則	・・・ 5
(2) 被害拡大防止対策	
ア 犬の一斉検診及び臨時狂犬病予防注射	・・・ 6
イ 犬又はその死体の移動禁止又は制限	・・・ 6
ウ 交通の遮断又は制限	・・・ 7
エ 集合施設の利用の禁止	・・・ 7
オ けい留されていない犬の抑留	・・・ 7
カ けい留されていない犬の薬殺	・・・ 8
(3) その他の狂犬病まん延防止及び撲滅対策	・・・ 8

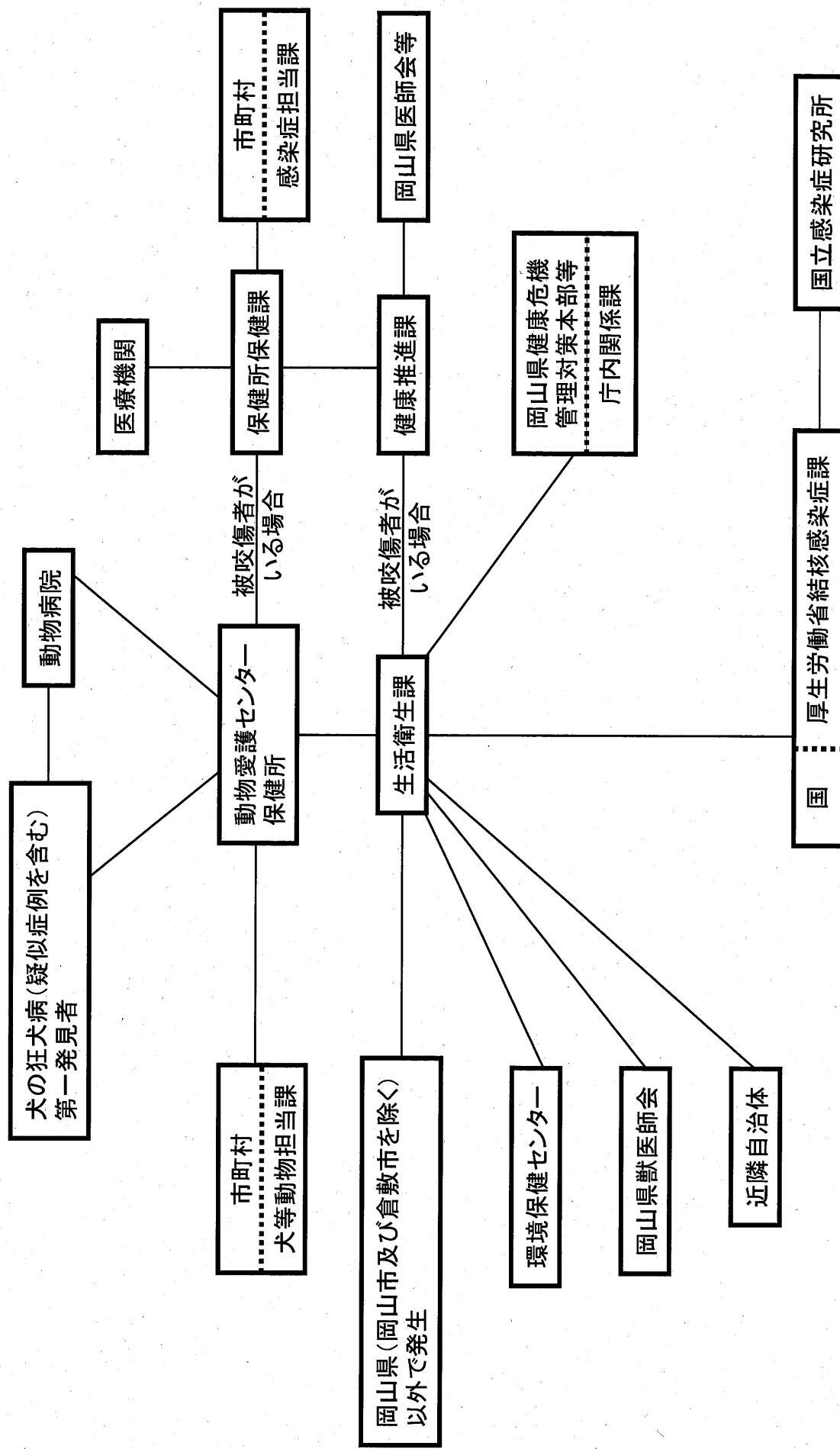
(4) 事態の終息	• • • 8
5 広報体制	• • • 8
IV 対策本部の設置等	• • • 9
V 犬以外への適用	• • • 9

様式

別記様式第 1 号 犬又はその死体の移動禁止又は制限	• • • 10
別記様式第 2 号 疑狂犬病犬発生受理票	• • • 11
別記様式第 3 号 - 1 聞き取り調査票	• • • 12
別記様式第 3 号 - 2 聞き取り調査票（接触動物）	• • • 13
別記様式第 4 号 犬の保管依頼書	• • • 14
別記様式第 5 号 経過観察記録簿	• • • 15
狂犬病予防法施行細則様式第 2 号	• • • 16
別記様式第 6 号 環境及び疫学調査票	• • • 17
別記様式第 7 号 狂犬病の発生及びそれに係る命令の告示	• • • 18
別記様式第 8 号 犬の一斉検診及び臨時狂犬病予防注射の告示	• • • 19
別記様式第 9 号 検診台帳	• • • 20
別記様式第 10 号 交通の遮断又は制限の告示	• • • 21
別記様式第 11 号 集合施設の利用の禁止の告示	• • • 22
○犬の狂犬病発生時報道発表方針	• • • 23

関係機関の連携図

別紙



岡山県狂犬病対策要領

この要領は、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号。以下「法」という。）に基づき、岡山県（岡山市及び倉敷市を除く）における犬の狂犬病（疑似症例含む。）対策について、探知からまん延防止及び撲滅対策を迅速かつ的確に講じることを目的とする。

I 国内未発生時（平常時）の対応

- 1 生活衛生課及び動物愛護センターは、犬の狂犬病の発生に備え、勤務時間内の体制はもとより、閉庁日及び勤務時間外における狂犬病発生情報の受理、関係機関等との緊急連絡体制を含む処理体制を整備すること。
- 2 生活衛生課及び動物愛護センターは、職員の狂犬病予防に対する意識の向上のため、犬の狂犬病発生時における迅速かつ的確な対応が行えるよう、職員の技能、資質の向上のための研修等を計画的に実施すること。
- 3 生活衛生課は、狂犬病発生時の処理対応等に必要な検査機器類、試薬、啓発資材等の整備、必要な資料の収集等を行うこと。
- 4 生活衛生課及び動物愛護センターは、犬の所有者の狂犬病予防に対する意識向上のため、ホームページへの情報掲載等、各種広報媒体を活用し、啓発活動を行うこと。
- 5 動物愛護センターの狂犬病予防員（以下「予防員」という。）及び病性鑑定（県独自の一次検査）を行う環境保健センター職員は、原則として、暴露前ヒト用狂犬病ワクチン（以下「ヒト用ワクチン」という。）を接種し、狂犬病発生に備えること。

II 国内（岡山県以外）発生時の対応

- 1 生活衛生課は、国及び発生自治体からの情報を収集し、動物愛護センター、保健所及び府内関係課等の関係機関に隨時提供すること。また、社団法人岡山県獣医師会（以下「県獣医師会」という。）及び市町村に対しても情報提供を行うこと。
- 2 生活衛生課は、狂犬病のまん延防止のため、必要と認める場合は、法第15条の規定により、犬又はその死体について県内への移入禁止又は制限を行うこと。なお、実施に当たっては、期間及び区域について告示（別記様式第1号）すること。
- 3 動物愛護センター及び環境保健センターは、迅速かつ適切に検体を採取、確保し、病性鑑定（県独自の一次検査）できるよう、県内発生時の体制を整備すること。

- 4 生活衛生課は、県獣医師会等に犬用狂犬病ワクチン（以下「犬用ワクチン」という。）の確保等について協力を依頼し、県内での狂犬病発生に備えること。
- 5 動物愛護センター及び生活衛生課は、犬の所有者等に飼い犬のけい留について指導啓発すること。また、市町村は、その年度に狂犬病予防注射を受けていない犬の所有者等に接種を強く指導すること。

III 県内発生時の対応

1 疑狂犬病の判断

(1) 探知及び調査

ア 探知

保健所は、狂犬病に罹患した犬若しくは狂犬病に罹患した疑いのある犬又はこれらの犬に咬まれた犬について、当該犬の診断若しくは死体を検査した獣医師、犬の所有者又はけい留されていない当該犬を発見した者から通報を受けた場合は、疑狂犬病犬発生受理票（以下「受理票」という。別記様式第2号）に記入の上、直ちに生活衛生課及び動物愛護センターへ報告すること。

なお、動物愛護センターが、上記通報を受けた場合は、受理票を記入の上、直ちに生活衛生課へ報告するとともに、関係保健所に情報提供を行うこと。

報告を受けた生活衛生課は、県獣医師会に一報するとともに、被咬傷者がいる場合にあっては、健康推進課に連絡する等、状況に応じて関係機関に一報すること。

イ 当該犬にかかる調査

動物愛護センターは、原則として通報者の立ち会いの下、聞き取り調査票（別記様式第3号-1）により、当該犬の狂犬病予防注射の実施状況や臨床症状等の調査を行うこと。また、当該犬と同居している若しくは接触の疑いのある犬がいる場合又は付近に同様の症状を呈する犬がいる場合、その他、当該犬に咬まれた猫等の動物がいる場合には調査を行うこと（別記様式第3号-2）。

ウ 捕獲・抑留

動物愛護センターは、通報を受けた当該犬がけい留されていない場合は、捕獲を行うこと。

また、当該犬が通報者又は所有者によりけい留されている場合であ

つても、安全確保の観点から、原則として、動物愛護センターで隔離・抑留し、その際は、保管中の事故等を考え、所有者から犬の保管依頼書（別記様式第4号）を徴すること。

なお、捕獲・抑留については、咬傷等による狂犬病感染を防止し、暴露前ヒト用ワクチンを接種している職員が作業に当たることとし、万が一、作業時に感染した疑いがある場合は、速やかに医療機関を受診し、曝露後ヒト用ワクチン接種を受けること。

（2）疑狂犬病の判断

ア 疑狂犬病の判断

動物愛護センターは、調査の結果、当該犬が1年以内の狂犬病予防注射が未接種（接種不明含む）で、かつ疫学的に感染を疑い、さらに異常行動や症状の変化等狂犬病特有の臨床症状の全て又は一部が認められた場合であって、数日の内に興奮が強くなったり、麻痺が進行するような神経症状がある場合には、「狂犬病罹患疑い犬」（以下「疑狂犬病犬」という。）と判断すること。判断に当たっては、「狂犬病対応ガイドライン2001」（付属書1）を参考とすること。

上記以外の場合であっても、必要と認める場合は、当該犬を隔離・抑留し、経過観察を行った上で、再度、疑狂犬病犬かどうかを判断すること。

なお、これらのこととは、原則として動物愛護センターにおいて行い、判断結果については、生活衛生課へ報告すること。

また、既に当該犬が死亡していた場合であって、必要と認める場合は、法第12条の規定により、死体を動物愛護センターに引き取り、2「狂犬病発生認知」（4）に定める病性鑑定を行うこと。

イ 疑狂犬病犬の経過観察

疑狂犬病犬の観察は、抑留した日から2週間行うこととし、確定診断でウイルスを確実に検出するために、極力、致死処分は避けること。動物愛護センターは、観察の間、経過観察記録簿（別記様式第5号）に記録すること。

ただし、経過観察中に、1の（2）のアの症状が強く認められた場合又は疑狂犬病犬による被咬傷者がいる場合は、2「狂犬病発生認知」（4）に定める病性鑑定のため致死処分を行い、その死体を解剖すること。なお、動物愛護センターは、狂犬病予防法施行令（昭和28年政令第236号。以下「政令」という。）第5条の規定により、3人以上

の評価人に当該犬を評価させた後に処分すること。

(3) 疑狂犬病と判断した場合

ア 環境・疫学調査

動物愛護センターは、当該犬の飼育環境や行動範囲から推定される区域において感染原因や感染経路等の環境及び疫学調査を実施すること（別記様式第6号）。

また、これらの調査結果については速やかに生活衛生課へ報告すること。

イ 法第8条による届出及び報告

通報した獣医師又は所有者と協議の上、当該犬の所在地を管轄する保健所へ法第8条第1項の規定による届出（狂犬病予防法施行細則様式第2号）を行うこと。届出を受理した保健所は、法第8条第2項の規定により、生活衛生課あて報告すること。

2 狂犬病発生認知

生活衛生課等は、届出内容、聞き取り調査及び環境疫学等調査の結果を踏まえて、次の措置を行うこと。

(1) 厚生労働省への報告等

生活衛生課は、保健所から法第8条第2項に規定される報告を受けた場合は、法第8条第3項の規定により厚生労働省健康局結核感染症課へ報告するとともに、確定診断の依頼を含めた今後の対応について調整を行うこと。また、各保健所、環境保健センター、健康推進課等府内関係課、県獣医師会及び近隣自治体（広島県、鳥取県、島根県、兵庫県、福山市、岡山市及び倉敷市）に連絡すること。また、各保健所は、所管市町村へ情報提供すること。

(2) 殺害禁止

動物愛護センター以外で隔離された疑狂犬病犬がいる場合は、法第11条の規定により観察期間中は動物愛護センターの許可を受けないで殺害することを禁止すること。

なお、住民の安全が確保されない等の理由により殺害を行う必要がある場合は、動物愛護センターは、生活衛生課と協議の上、許可すること。

(3) 死体の引き渡し

動物愛護センターは、疑狂犬病犬の所有者から動物愛護センター以外で隔離された犬が死亡した旨の連絡を受けた場合には、法第12条の規定により、(4)に定める病性鑑定のためにその死体を引き取ること。
ただし、病性鑑定を必要としないと認めた場合は、この限りではない。

(4) 病性鑑定の実施

ア 確定診断の依頼

確定診断の必要があると判断した場合、生活衛生課は、厚生労働省健康局結核感染症課へ国立感染症研究所での確定診断の依頼を行うこと。また、動物愛護センターに対して、国立感染症研究所へ当該犬の検体を送付するよう指示すること。

生活衛生課から指示を受けた動物愛護センターは、国立感染症研究所へ検体を送付すること。

イ 県独自の一次検査の実施

生活衛生課は、県独自の一次検査が必要と判断した場合は、動物愛護センター及び環境保健センターに対して検査を指示するとともに、両機関に対して検査依頼文を送付すること。

検査の依頼を受けた両機関は、国立感染症研究所に送付した検体とは別に一部残した検体を用いて県独自で一次検査を行うこと。なお、検査については、動物愛護センターで直接蛍光抗体法を、環境保健センターでRT-PCR法を行うこととする。

動物愛護センター及び環境保健センターは、県独自の一次検査の結果を速やかに生活衛生課へ報告すること。

3 告示及びけい留命令等

生活衛生課は、狂犬病が発生したと認めた場合は、法第10条の規定により、直ちにその旨を告示し、区域及び期間を定めて、その区域内の全ての犬をけい留する等により、狂犬病による危害の防止を図るよう命じること（必須命令）（別記様式第7号）。

なお、実施に当たっては、当該区域の市町村の協力を求める等により周知を徹底すること。

4 狂犬病発生時のまん延防止及び撲滅対策

(1) 対策を講ずるための原則

ア 対策の実施については、動物愛護センターは生活衛生課と、生活衛生課は厚生労働省健康局結核感染症課と、適宜協議すること。

イ 対策の実施に当たっては、報道発表、市町村広報車の利用等により周知徹底を図ること。

(2) 被害拡大防止対策

ア 犬の一斉検診及び臨時狂犬病予防注射

動物愛護センターは、ある一定の区域内において、複数の疑狂犬病犬が発見された場合やその犬に咬まれた犬が相当数いるような場合には、その区域内の調査を行うこと。

調査の結果、狂犬病のまん延防止及び撲滅のため、必要と認める場合は、狂犬病感染に関する検診を実施し、状況に応じて、臨時の狂犬病予防注射をあわせて実施すること。

なお、実施に当たっては、生活衛生課は、あらかじめ、その期間及び区域について、告示（別記様式第8号）すること。また、県獣医師会等に犬用ワクチンの十分な確保について協力を依頼すること。

①検診

- ・市町村と連携を図るとともに、県獣医師会に協力を依頼すること。
- ・一斉検診を実施した場合は、検診台帳（別記様式第9号）を作成すること。

②臨時の狂犬病予防注射

- ・対象は、原則として、その年度に狂犬病予防注射を受けていない飼い犬を優先的に行うものとする。
- ・市町村と連携を図るとともに、県獣医師会に協力を依頼すること。
- ・臨時の狂犬病予防注射に要する費用は、犬の所有者が負担すること。
- ・動物愛護センターは、臨時の狂犬病予防注射の実施状況の確認を行うこと。

イ 犬又はその死体の移動禁止又は制限

生活衛生課は、狂犬病のまん延防止及び撲滅のため、必要と認める場合は、市町村やその他の機関と連携の上、法第15条の規定により、期間及び区域を定めて、犬又はその死体について当該区域内における移動、又は当該区域からの移出の禁止、又は制限を行うこと。

なお、実施に当たっては、期間及び区域について告示（別記様式第

1号)すること。

ウ 交通の遮断又は制限

知事は、法第16条の規定により、狂犬病が発生し、交通を遮断又は制限しなければ人命に危険を及ぼすような緊急の場合には、市町村、地元警察署、消防署、教育委員会及び道路管理者等と連携しながら、72時間を超えない期間を定め、狂犬病犬の所在地及びその付近の交通を遮断（全般的禁止）又は制限（自動車のみの交通を認める等部分的禁止）する。なお、実施に当たっては、保健福祉部は、県民生活部及び土木部と合議し、交通の遮断、制限の期間及び区域について告示（別記様式第10号）すること。

また、交通の遮断又は制限があった場合は、狂犬病予防法施行手続（昭和29年岡山県訓令第57号）第4条の規定により、その場所を管轄する保健所は、その状況を調査し、速やかに生活衛生課へ報告すること。

エ 集合施設の利用の禁止

動物愛護センターは、法第17条の規定により、犬が多数集まるイベントの開催等により狂犬病がまん延するおそれがある場合は、集合施設の利用の禁止を命令すること。なお、実施に当たっては、生活衛生課は、開催等を禁止する期間及びその区域について告示（別記様式第11号）すること。

オ けい留されていない犬の抑留

動物愛護センターは、法第10条の規定によるけい留命令が発せられているにも関わらずけい留されていない犬について、法第18条の規定により、捕獲を行うこと。

捕獲した犬については、通常時と同様に抑留、通知を行い、所有者の発見に努めるが、所有者がその犬を引き取らない時は、3人以上の評価人に評価させた後に処分すること。

所有者が発見された場合でも、過去1年以内に狂犬病予防注射を受けていない犬については狂犬病に感染した疑いがあるものとして、動物愛護センターにおいて観察を継続すること。

狂犬病予防注射を受けている犬については、所有者に返還しても差し支えないが、所有者の自宅において隔離し、他の人や動物との接触を避けるよう指示するとともに、定期的に訪問し、観察を継続すること。

と。

力 けい留されていない犬の薬殺

動物愛護センターは、緊急の必要があり、抑留を行うことが著しく困難な事情がある場合は、法第18条の2の規定により、けい留されていない犬の薬殺を行うこと。

- ①実施する場合には、午後10時から翌日午前5時に限って、道路、空地、広場、堤防等に毒えさを置くことによって行うこと。
- ②毒えさに用いる薬品の種類は、厚生労働省令で定めるものとし、毒えさごとに、それが毒えさである旨を表示した紙片を添えておくこと。
- ③毒えさの置かれた場所を巡視し、前述の薬殺の時間が経過する前にそれを回収すること。
- ④薬殺を行う区域内及びその付近に居住する犬の所有者に、薬殺開始3日前までに薬殺を行う区域、期間及び時間、薬品の種類並びに毒えさの状態を記載し文書で通知すること。あわせて、薬殺を行う区域内及びその付近で見やすい場所に薬殺開始3日前から終了まで前述の内容について掲示すること。
- ⑤薬殺開始3日前から薬殺開始の日までの間における適当な日に、日刊新聞又は放送によって広く周知を図ること。

(3) その他の狂犬病まん延防止及び撲滅対策

この要領に定めるもの他、狂犬病まん延防止及び撲滅対策に必要な対策については、生活衛生課、動物愛護センターの他、関係機関が協議の上、実施すること。

(4) 事態の終息

新たな狂犬病の発生が一定期間ない事や事態が十分に沈静化したことを確認し、事態の終息とすること。

また、生活衛生課等は、狂犬病の発生から終息までの経緯及び対応について、今後の対応等に資するために報告書を作成すること。

5 広報体制

- (1) この要領において、公表する場合は、「犬の狂犬病発生時報道発表方針」のとおりとする。

(2) 生活衛生課は、狂犬病の予防及びまん延防止のため、また、県民に対する迅速かつ的確な情報提供による不安解消の観点から、各種広報媒体の活用等により県民、関係者等に啓発を行う場合は、公聴広報課に協力を求め、適切な広報を行うこと。

IV 対策本部の設置等

- 1 保健福祉部長は、関係機関との情報の共有化や対応等について協議するため、状況に応じて、岡山県健康危機管理対策要綱（以下「要綱」という。）第15条に規定する岡山県健康危機管理対策連絡会議を招集する。
- 2 知事は、狂犬病発生時のまん延防止及び撲滅対策を実施するため必要と認める場合は、要綱に基づき、岡山県健康危機管理対策本部（以下、「対策本部」という。）を設置し、Ⅲ4「狂犬病発生時のまん延防止及び撲滅対策」に定める対策を推進する。

V 犬以外への適用

- 1 法第2条第1項第2号（猫、あらいぐま、きつね及びスカンク）の規定による動物
この要領中「犬」とあるのは、Ⅲ3、4（2）ア、イ、ウ、エ、オ、カ、を除き、「法第2条第1項第2号の規定による動物」と読み替えるものとする。
- 2 犬及び牛等（牛、馬、めん羊、山羊、豚、あひる及びうずら）以外の動物
狂犬病が発生し、公衆衛生に重大な影響があると認められ、かつ、厚生労働大臣が政令で動物の種類、期間、地域を指定して法の一部を準用した場合は、この要領の一部を適用することができる。

附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

目次

◎岡山県告示第 号

狂犬病のまん延を防止するため、狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第十五条の規定により、犬又はその死体の移動（移入・移出）を禁止（制限）する。

平成〇〇年〇月〇〇日

岡山県知事

○ ○ ○ ○

一 移動（移入・移出）を禁止（制限）する期間

平成〇〇年〇月〇〇日から△ヶ月間

二 移動（移入・移出）を禁止（制限）する区域

〇〇市△△内

三 移動（移入・移出）の制限の場合

狂犬病にかかっていない旨の獣医師の証明書がある場合は移動を認める。

疑狂犬病犬発生受理票

保健所名

受理者

通報の 受理	年 月 日() AM / PM			
通報者☆ 当該犬の 情報	(1) 獣医師からの場合は、診断獣医師名、動物病院、所在地、電話番号など (2) 犬の所有者からの場合は、所有者の氏名、住所、電話番号、飼育地など (3) (1)、(2)以外の場合は、通報者の氏名、住所、電話番号など			
	所有者氏名・住所 電話番号			
	飼い犬・野犬等の区別 <input type="checkbox"/> 飼い犬 <input type="checkbox"/> 野犬 <input type="checkbox"/> 不明			
	登録年月日及び登録番号 年 月 日 第 号			
	狂犬病予防注射実施日及び注射済票番号 <input type="checkbox"/> 未接種 年 月 日 第 号			
	種類		性別 <input type="checkbox"/> 雄 <input type="checkbox"/> 雌	
	年齢		毛色 ☆	
	体格	<input type="checkbox"/> 大	<input type="checkbox"/> 中	<input type="checkbox"/> 小
	飼育形態	<input type="checkbox"/> 屋内	<input type="checkbox"/> 屋外	(<input type="checkbox"/> けい留 <input type="checkbox"/> 柵内放し飼い)
	特徴☆			
その他(例:マイクロチップ番号等)				
発症(発見) 年月日	年 月 日			
発症(発見) 場所☆				
被咬傷者☆	<input type="checkbox"/> 有 (人数:) <input type="checkbox"/> 無			
同居犬(あるいは接触の疑いがあったことが明らかな犬) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
※有の場合は、「登録年月日」から「飼育形態」までの事項を聴取すること。				

※保健所が通報を受けた場合、少なくとも☆印については聞き取りを行うこと。

聞き取り調査票

調査者所属・氏名 _____ 調査年月日 年 月 日()

聴取者 情報	氏名・住所		
	<p style="text-align: right;">電話番号</p> <input type="checkbox"/> 診断獣医師 <input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 被咬傷者 <input type="checkbox"/> その他()		
当該犬 の 情報	飼い犬・野犬等の區別		
	<input type="checkbox"/> 飼い犬 <input type="checkbox"/> 野犬 <input type="checkbox"/> 不明		
	所有者氏名・住所		
	<p style="text-align: right;">電話番号</p>		
	当該犬の所在地		
	登録年月日及び登録番号 年 月 日 第 号		
	狂犬病予防注射実施日及び注射済票番号		
	<input type="checkbox"/> 未接種 年 月 日 第 号		
	種類	性別	
		<input type="checkbox"/> 雄 <input type="checkbox"/> 雌	
年齢	毛色		
体格	<input type="checkbox"/> 大 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 小		
特徴			
飼育形態 <input type="checkbox"/> 屋内 <input type="checkbox"/> 屋外 (<input type="checkbox"/> けい留 <input type="checkbox"/> 柵内放し飼い)			
他の動物との接触 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無			
入手先	名称・所在地		
	<p style="text-align: right;">電話番号</p>		
入手時期			
海外渡航歴	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	輸入動物であるか	<input type="checkbox"/> はい() <input type="checkbox"/> いいえ
検疫	場所		
	期間 輸入証明書番号		
一緒に輸入された動物の状況			
発症 (発見) 状況	年 月 日()		
	場所		
	症状等		
	措置		

聞き取り調査票(接触動物)

調査者所属・氏名

調査年月日 年 月 日()

聴取者情報	氏名・住所		
	電話番号		
	<input type="checkbox"/> 診断獣医師 <input type="checkbox"/> 接触動物の所有者 <input type="checkbox"/> 被咬傷者 <input type="checkbox"/> その他()		
	飼い犬・野犬等の区別 <input type="checkbox"/> 飼い犬 <input type="checkbox"/> 野犬 <input type="checkbox"/> 不明		
	所有者氏名・住所		
	電話番号		
	当該犬の所在地		
	登録年月日及び登録番号 年 月 日 第 号		
	狂犬病予防注射実施日及び注射済票番号		
	<input type="checkbox"/> 未接種 年 月 日 第 号		
接触動物の情報	種類	性別	<input type="checkbox"/> 雄 <input type="checkbox"/> 雌
	年齢	毛色	
	体格 <input type="checkbox"/> 大 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 小		
	特徴		
	飼育形態 <input type="checkbox"/> 屋内 <input type="checkbox"/> 屋外 (<input type="checkbox"/> けい留 <input type="checkbox"/> 柵内放し飼い)		
	他の動物との接触 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	有りの場合はその詳細		
接触の状況	場所		
	日時 年 月 日 () AM / PM 時 分		
	咬傷の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	咬傷の部位		
	他に接触した動物 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
接触後の様子の変化など			

犬の保管依頼書

年 月 日

岡山県動物愛護センター所長 殿

届出者 住所
氏名

次のとおり犬の保管をお願いします。

また、貴所が実施する通常の保管中における事故(ケガ、死亡等)については、保管者の責任を問いません。

なお、狂犬病と疑われた場合、犬の殺処分に同意します。

記

保管依頼理由				
犬の情報	所在地			
	種類		性別	<input type="checkbox"/> 雄 <input type="checkbox"/> 雌
	年齢		毛色	
	名前		体格	<input type="checkbox"/> 大 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 小
	特徴			
	登録年月日及び登録番号	年 月 日 第 号		
	狂犬病予防注射実施日及び注射済票番号			
	<input type="checkbox"/> 未接種	年 月 日 第 号		
	その他(例:マイクロチップ番号等)			
備考				

経過観察記録簿

通報日	年 月 日() AM / PM 時 分 (通報者)														
抑留日	年 月 日() AM / PM 時 分 (抑留場所 <input type="checkbox"/> 所有者宅 <input type="checkbox"/>)														
所有者 (□なし)	住所														
	氏名														
犬の種類	種類				性別	<input type="checkbox"/> 雄 <input type="checkbox"/> 雌									
	年齢				毛色										
	名前				体格	<input type="checkbox"/> 大 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 小									
	特徴														
状態	観察期間 (日目)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
	観察月日														
	観察時間	AM/PM	AM/PM	AM/PM	AM/PM	AM/PM	AM/PM	AM/PM	AM/PM	AM/PM	AM/PM	AM/PM	AM/PM	AM/PM	AM/PM
食欲の有無															
飲水の有無															
落ち着かない															
目の前の物に噛みつく															
異嗜															
舌麻痺															
性欲亢進															
遠吠え															
吠え声の異常															
攻撃的になった															
逆におとなしくなった															
なつかなかつたものが近づく															
逆に人を恐れるようになった															
一過性の発熱															
流涎															
角膜乾燥															
失調性歩行															
頻繁な犬座姿勢															
下垂した下顎															
嘔吐															
歩行時の硬直															
瞳孔散大															
音や光に過敏な反応を示す															
痙攣発作															
嚥下困難															
昏睡状態															
死亡(日時)															
記録者															

○:症状あり ×:症状なしまたは観察時に確認できない場合

様式第2号(第2条関係)

狂犬病(疑似症)発生届

年 月 日

保健所長 殿

住所

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地)

氏名

(印)

(法人にあつては、名称)

狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第8条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

動物の種類		犬・猫・その他()		
所有者の氏名及び住所 (法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)		氏名		
		住 所		
動物の所在地				
※ 犬 事 項 に 係 る 記 載	登録年度		登録番号	
	犬の種類		性 別	
	生年月日		犬の名	
	毛 色		犬の体格	

※印は、犬の場合のみ記載のこと。

環境及び疫学調査票

調査者所属・氏名

調査年月日 年 月 日() AM / PM 時 分

当該犬の特徴 種類 体格(□大 □中 □小) 毛色()

その他

○環境調査(調査区域は、当該犬の行動範囲から判断して最大半径1キロメートル以内とする。)

調査区域の状況	調査区域(住所) □市街地 □港周辺 詳細(添付書類:調査区域地図、現場写真等)
	飼育犬の頭数(頭) 注射実施の有無の確認(頭:注射済 / 頭:未注射) 飼育形態(頭:屋内 / 頭:屋外 / 頭:放し飼い) ※複数の飼育犬がいる場合は犬ごとに次の事項について一覧を作成すること。 ・所有者氏名・住所 ・狂犬病予防注射実施日及び注射済票番号 ・登録年月日及び登録番号 ・特徴(種類、性別、年齢、毛色、体格等) ・飼育形態(屋内/屋外/放し飼い) ・その他の確認事項(例:マイクロチップ番号等)
調査区域の犬の飼育状況	種類 頭数 飼育形態(頭:屋内 / 頭:屋外 / 頭:放し飼い) 当該犬との接触の有無の可能性
同一地域の犬以外の飼育動物の状況	

○疫学調査

発病年月日	年 月 日()
死亡年月日	年 月 日()
感染年月日	□確定 □推定 年 月 日()
感染原因	□確定 □推定
感染経路	□確定 □推定
感染地域	□確定 □推定 □日本国内 □日本国外:国名(地域)

目次

◎岡山県告示第 号

狂犬病が発生したため、狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第十条の規定により、次のとおり、犬のけい留を命ぜる。

平成〇〇年〇月〇〇日

岡山県知事 ○ ○ ○ ○

一 患畜の種類

犬

二 発生頭数

×頭

三 発生場所

〇〇市××

四 発生年月日

平成〇〇年〇月〇〇日

五 狂犬病発生に係る命令

区域内の全ての犬をけい留すること。

六 命令の区域

〇〇市全域

七 命令の期間

平成〇〇年〇月〇〇日から△ヶ月間

目次

◎岡山県告示第 号

狂犬病のまん延を防止するため、狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）
第十三条の規定により、次のとおり犬の一斉検診及び臨時の予防注射を実施する。

平成〇〇年〇月〇〇日

岡山県知事 ○ ○ ○ ○

一 臨時の予防注射を受ける犬は、平成〇〇年度に未実施の犬とする。

二 一斉検診及び予防注射を実施する期間

平成〇〇年〇月〇〇日から同年〇月△日まで

三 一斉検診及び予防注射を実施する区域

○○市△△内

四 一斉検診及び予防注射を実施する場所

最寄りの動物病院

五 予防注射に要する費用

所有者が負担すること。

検診台帳

台帳番号

検診年月日	年 月 日() AM／PM		検診者				
所有者 氏名・住所							
	電話番号						
	犬の情報	所在地					
		種類		性別	<input type="checkbox"/> 雄 <input type="checkbox"/> 雌		
		年齢		毛色			
		名前		体格	<input type="checkbox"/> 大	<input type="checkbox"/> 中	<input type="checkbox"/> 小
		登録年月日及び登録番号		年 月 日 第 号			
狂犬病予防注射実施日及び注射済票番号							
□未接種 年 月 日 第 号							
その他(例:マイクロチップ番号等)							
検診結果							

目次

◎岡山県告示第 号

狂犬病のまん延を防止するため、狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）
第十六条の規定により、次のとおり交通を遮断（制限）する。

平成〇〇年〇月〇〇日

岡山県知事

○ ○ ○ ○

一 交通を遮断（制限）する期間

平成〇〇年〇月〇〇日×時から△時まで

二 交通を（制限）する区域

〇〇市△△内

目次

◎岡山県告示第 号

狂犬病のまん延を防止するため、狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第十七条の規定により、次のとおり犬を集合させる催しの開催を禁止する。

平成〇〇年〇月〇〇日

岡山県知事 ○ ○ ○ ○

一 催しの開催を禁止する区域

〇〇市△△内

二 禁止の期間

平成〇〇年〇月〇〇日から同年△月△△日まで

犬の狂犬病発生時報道発表方針

(趣旨)

第1条 犬等（犬又は狂犬病予防法第2条第1項第2号（猫、あらいぐま、きつね、スカンク）の動物。以下同じ。）による狂犬病が発生した場合（狂犬病の疑似症例を含む。）に、県民に対する迅速かつ的確な情報提供と、早期にまん延を防止し撲滅を図る必要があることから、報道機関を通じて公表する。

(報道発表の時期)

第2条 狂犬病の発生に際して、次の各号に掲げる場合にあっては、報道機関に発表する。

- (1) 狂犬病（狂犬病の疑似症例を含む。）が発生したと認めた場合
- (2) 岡山県狂犬病対策要領（以下「要領」という。）4「狂犬病発生時のまん延防止及び撲滅対策」（1）に定める対策を講じた場合
- (3) 狂犬病対策が終了した場合
- (4) その他要領IV「対策本部の設置等」に定める岡山県健康危機管理対策本部長が報道を必要と認めた場合

(公表実施機関)

第3条 狂犬病の発生に係る報道機関への発表は、生活衛生課及び動物愛護センター並びに府内関係課において発表内容を調整の上、原則として生活衛生課で行う。

(公表実施方法)

第4条 狂犬病の発生に係る報道機関への発表は、次の各号に掲げるとおりに実施する。

- (1) 資料提供
- (2) 必要に応じて県庁記者クラブでの会見

(公表実施者)

第5条 前条第2号に掲げる会見については、原則として生活衛生課長が実施する。

2 同会見については、原則発表者及びその補佐役の2名以上で対応するが、諸事情によりこれが困難な場合には、単独で発表することも差し支えない。

(公表内容)

第6条 公表する内容については、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 疑狂犬病犬の発生又は狂犬病と確認された犬等の発生の区分
- (2) 発生場所（○○市（町、村）××内：個人情報の保護に抵触するおそれ

のある場合は、協議の上、決定する。)

(3) 対応状況（疫学調査、まん延防止及び撲滅措置）

(4) 対策終了の際に、狂犬病発生から終息までの経緯及び採られた対応報告

(5) その他まん延防止及び撲滅のために必要な情報

（留意事項）

第7条 公表に当たっては、県民がみだりに不安を抱くことがないよう、適切な情報公開に努める。

附則

この報道発表方針は、平成23年4月1日から施行する。